

育児休業等代替任期付職員 FAQ

Q	A										
育児休業等代替任期付職員で採用された職員はどのような業務に従事するのか。	・原則として育児休業を取得した職員等の代替として採用されますので、一般の職員と同様の業務を行っていただきます。 ・直接市民の方々と関わる業務から、まちづくりなどの大規模な業務、広域的な業務まで、非常に幅広い市の業務の一端を担っていただきます。 ・例えば、「総合事務」区分の場合、各種施策の企画、調整、庶務業務、窓口業務等の一般行政事務に従事していただきます。 「総合事務」以外の区分の場合、それぞれの専門性を生かした業務に従事していただきます。 試験案内に、各試験区分ごとの職務内容を掲載しているので、ご参照ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a14057/shise/shokuinsaiyou/kobe/iku/iku_saiyo/index.html										
採用後、どのような部署に配属されるのか。	試験段階では、配属先は未定です。最終合格後、職員の育児休業の取得状況やこれまでのご経験等も踏まえて決定します。 ※基本的には、市内のいずれかの部局に配属されます。以下のページをご参照ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a41203/shise/about/construction/soshiki/index.html										
他の神戸市採用試験との併願はできるか。	他の神戸市採用試験との併願は可能です。										
育児休業等代替任期付職員は、どのような人が働いているのか。	性別や年齢に関係なくご活躍いただいています。 (例) ・子育て等がひと段落し、再びフルタイムで働くことを希望される方 ・地方公共団体の一般の職員として採用されることを目指している方 ・民間企業等で定年を迎えられセカンドキャリアとして志望される方 ・市役所での社会貢献性の高い業務に魅力を感じている方 など										
採用時期はどのように決まるか。	本エントリーの段階で採用希望日をお聞きし、その希望も踏まえ決定します。 ただし、職員の育児休業の取得状況等により必ずしも希望通りになるとは限りません。										
任用期間の「原則、3年間」の原則とはなにか。	職員の育児休業の取得状況等に応じて任期を延長する場合があるため、「原則」としていません。 例えば、産前・産後休暇、育児休業等の取得が3年を超える職員の代替として配置される場合、職員が育児休業から復帰するまでの残期間について、全体の任用期間が3年6カ月以内に留まる範囲に限り、任期を延長します（任期の延長を希望される場合）。										
人事異動は必ずあるのか。	人事異動の有無は職員の育児休業等の取得状況に応じて決定しますので、必ずしも人事異動があるとは限りません。 例えば、育児休業等の取得が3年となる職員の代替として配置された場合は、原則、人事異動を行わずその職場で3年間従事いただきます。										
勤務条件はどうか。	勤務条件については、一般の職員と同様の条件となります。 詳細は以下のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>勤務時間</td><td>午前8時45分から午後5時30分まで(休憩1時間)</td></tr> <tr> <td>休日</td><td>土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)</td></tr> <tr> <td>休暇</td><td>年次有給休暇は20日(半日単位、時間単位でも取得可能) 夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、介護休暇、忌服休暇など</td></tr> <tr> <td>条件付 採用期間</td><td>採用後6か月 この期間に職務を良好な成績で遂行したときに、はじめて「正式採用」になります。</td></tr> <tr> <td>福利厚生</td><td>共済制度(病気・怪我・休業時等の給付、公的年金制度、その他福祉事業等) 地方公務員災害補償制度など</td></tr> </table> ※勤務時間、休日に関して、勤務場所や職務内容によっては、勤務時間、休日が異なる場合や、交代制勤務を要する業務に従事することがあります。	勤務時間	午前8時45分から午後5時30分まで(休憩1時間)	休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)	休暇	年次有給休暇は20日(半日単位、時間単位でも取得可能) 夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、介護休暇、忌服休暇など	条件付 採用期間	採用後6か月 この期間に職務を良好な成績で遂行したときに、はじめて「正式採用」になります。	福利厚生	共済制度(病気・怪我・休業時等の給付、公的年金制度、その他福祉事業等) 地方公務員災害補償制度など
勤務時間	午前8時45分から午後5時30分まで(休憩1時間)										
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)										
休暇	年次有給休暇は20日(半日単位、時間単位でも取得可能) 夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、介護休暇、忌服休暇など										
条件付 採用期間	採用後6か月 この期間に職務を良好な成績で遂行したときに、はじめて「正式採用」になります。										
福利厚生	共済制度(病気・怪我・休業時等の給付、公的年金制度、その他福祉事業等) 地方公務員災害補償制度など										
採用後の給与（初任給）はいくらか。	給与については、一般の職員と同様の扱いとなり、最終学歴・経歴（職務内容・期間）に応じて、一定の基準により決定します。試験案内に、初任給の例を記載しているので、ご参照ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a14057/shise/shokuinsaiyou/kobe/iku/iku_saiyo/index.html										